

# 地方独立行政法人北海道立総合研究機構設備使用に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日規程第 62 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う設備使用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 設備使用とは、外部からの依頼に基づき、道総研が保有する試験機器等の設備及び施設（以下「設備」という。）の使用を開放することをいう。

## (事前相談)

第 3 条 道総研に設備使用を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、あらかじめ地方独立行政法人北海道立総合研究機構組織規定(平成 22 年 4 月 1 日規程第 4 号)第 2 条に規定する組織(以下「当該機関」という。)の担当研究職員等（以下「担当職員」という。）に、口頭その他の方法により、設備の使用について相談（以下「事前相談」という。）し、申込みに必要な事項について当該担当職員の確認を受けなければならない。

2 設備を管理する当該機関の長は、原則として前項に定める事前相談を終了し、担当職員の確認を受けた申込み以外は、これを受理しない。

## (使用申込み)

第 4 条 前条の規定による事前相談を行った依頼者が設備を使用しようとするときは、設備使用申込書（別記様式）を当該機関の長に提出するものとする。

## (使用の可否)

第 5 条 当該機関の長は、前条の規定による使用申込みについて、内容等が不適切であると認められる場合、依頼者による設備の使用を承諾しない。

2 当該機関の長は、設備の使用を承認された依頼者（以下「利用者」という。）によって、当該機関の業務遂行に著しく支障をきたす事態が生じた場合は、その旨を利用者に伝え、利用承認を取消することができる。

## (遵守義務)

第 6 条 利用者は、設備の使用に関して当該機関の長の指示に従わなければならない。

## (使用終了後の点検)

第 7 条 利用者は、設備の使用を終了し、又は第 5 条第 2 項の規定による使用承認の取消しを受けたときは、その設備について、担当職員の点検を受けなければならない。

## (損害賠償)

第 8 条 利用者は、設備の使用に際し、当該機関の設備その他の物件を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を担当職員を経由して当該機関の長に届け出るとともに、これを原状に回復又は理事長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合又は理事長がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

- 2 使用者が設備使用中に自己の責任若しくは不可抗力により負傷等を被った場合、道総研は賠償の責任を負わない。

(使用料)

第9条 道総研が有する設備の使用料については、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程（平成22年4月1日規程第50号）」による。

- 2 依頼者は、前項の規定に係る使用料について、定められた期日までに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第10条 既に支払われた使用料は返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返納することができる。

- (1)道総研の責めに帰する理由により設備が使用できなくなったとき。
- (2)当該機関の長がその他特別の理由があると認めたとき。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規程第18号）

この規程は、平成24年3月29日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規程第5号）

この規程は、平成26年3月24日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規程第40号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。